

[別紙1] **鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金の事務手続きについて**

- 1. 交付申請提出**
(弁済した日から1月以内かつ債務発生から3月以内。
ただし、当該年度の提出期限は2月末日)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

- 2. 交付決定通知到着** (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

- 3. 事業開始**

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

- 4. 事業完了**

この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

- 5. 実績報告書提出 (交付申請に併せて)**

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

この補助金は、交付申請と実績報告を同時に行っていただきます。
補助金請求の際は、支払請求書(様式5号)及び受入額調書(様式6号)を御提出
ください。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局家庭支援課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7149 kateishien@pref.tottori.lg.jp